

中間市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針

中間市農業委員会

農業委員会等に関する法律第7条の規定に基づき、中間市農業委員会に係る標記指針を下記のとおり定める。

記

1. 遊休農地の発生防止について

(1) 遊休農地の発生防止の具体的な推進方法

農業委員が、農地パトロール等により遊休農地が発生した場合は、所有者への是正指導を徹底するとともに、農地利用意向調査を実施し、農地中間管理機構への貸付けを促す等、一層の遊休農地の発生防止に努める。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標 10ヘクタール（新規集積面積1ヘクタール）

中間市の策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の政策目標に基づき、毎年度、集積・集約化の検証を行い、段階的な底上げを行う。

10ヘクタール集積することを目標とする。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

農業委員会は、地域での農業者等の話し合いの調整や推進について、市、農地中間管理機構、農業協同組合、県関係機関等と役割分担を明確にしながら、農地中間管理事業や農業経営基盤強化促進法等を活用した利用権設定等により、担い手への農地利用集積を図る。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標 1経営体/年

新規参入については、過去3年間（26年度から28年度）をみても、新規参入者はいませんが、中間市の農業者は高齢化が進み、後継者不足でもありますことから新規参入の目標は1経営体とさせていただきます。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

目標では、1経営体ですが、参入希望者があれば、農業委員会は市と連携し、各種補助制度や融資制度に関する情報のほか、福岡県北九州普及指導センター、JA北九、京築農業共済組合等で、市内での新規就農希望者に対し、就農支援対策を実施する。